日医発第896号（介護）
令和７年８月29日

都道府県医師会
介護保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
江　澤　　和　彦
（公印省略）

令和７年度における年金生活者支援給付金の支給に関する対応について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づく年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）については、令和７年度に新たに給付金の支給対象となる方に対して、支給事務を行う日本年金機構より、給付金請求書（はがき型）を送付されるところです。

しかしながら、給付金請求書(はがき型)対象者の中には、介護施設入所者等の介護保険サービスを利用している方や、在宅の場合であっても、ご自身だけでは手続が困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃることが想定されます。

これを踏まえ、今般、厚生労働省より上記対応に関する給付金の請求手続等に関して、給付金対象者等に対する必要な助言等を可能な範囲で行っていただくよう、通知が発出されましたので、情報提供いたします。

なお、すでに給付金を受給している方については新たな手続は不要とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）
○令和７年度における年金生活者支援給付金の支給に関する対応について（協力依頼）
（令和７年８月 26 日　老高発 0826 第１号、老認発 0826 第１号、老老発 0826 第１号、年管管発 0826 第１号 厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長、年金局事業管理課長）

以上

老高発 0826 第 1 号
老認発 0826 第 1 号
老老発 0826 第 1 号
年管管発 0826 第 1 号
令和７年８月 26 日

各 都道府県・市町村
介護保険主管部（局）長　殿

厚生労働省　老健局高齢者支援課長
（公印省略）
老健局認知症施策・地域介護推進課長
（公印省略）
老健局老人保健課長
（公印省略）
年金局事業管理課長
（公印省略）

令和７年度における年金生活者支援給付金の支給に関する対応について
（協力依頼）

厚生労働行政の推進につきまして、平素から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づく年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給事務※1を行う日本年金機構（以下「機構」という。）では、令和７年度に新たに給付金の支給対象となる方に対して、給付金請求書（はがき型）（別添１）を送付することとしております（すでに給付金を受給している方については新たな手続は不要）。具体的には、主として以下の区分に応じて関係書類が送付されます。

- 令和７年４月１日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方（以下「給付金請求書（はがき型）対象者」という。）に対しては、機構から、令和７年９月１日以降順次、給付金請求書（はがき型）※2を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付します。
- 65 歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方（以下「老齢基礎年金新規

請求者」という。）に対しては、機構から、65 歳の誕生月の約３カ月前に、Ａ４サイズの給付金請求書（以下「給付金請求書」という。）が、年金請求書と同封して送付されます。

・　障害基礎年金又は遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、その方からの請求により機構から年金請求書にあわせて給付金請求書が送付されます。

・　その他の方（例：特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合（私学事業団を含む。以下同じ。）へ基礎年金を請求する方※3等）に対しては、受給する年金に応じた給付金の案内等が送付されます。

※１　給付金は毎年、前年の所得等に基づく支給判定を行い、当該支給判定に基づく支給対象期間は、10 月から翌年９月までです。

※２　給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼って郵便ポストへ投函することにより請求手続を行っていただきます。

※３　以下のような場合が該当します。

・　共済組合のみに加入していた方が老齢基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

・　共済組合に加入している期間中に初診日がある方が当該病気やケガにより障害基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

・　共済組合の加入者であった方が亡くなった場合に、加入者の遺族が遺族基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

これらを受けて、給付金請求書（はがき型）対象者、老齢基礎年金新規請求者、障害基礎年金又は遺族基礎年金の新規請求者等（以下「給付金請求書（はがき型）対象者等」という。）は、それぞれ給付金請求書（はがき型）又は給付金請求書（以下「給付金請求書（はがき型）等」という。）を機構に提出する必要がありますが、その際、介護施設入所者等の介護保険サービスを利用している方や、在宅の場合であっても、御自身だけでは手続が困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃることが想定されます。

つきましては、給付金請求書（はがき型）対象者等が給付金の請求手続を円滑に行えるように、下記の御対応をお願いしたいので、貴管内介護施設等への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

記

１　給付金請求書（はがき型）等が届いたことを確認した場合の対応

給付金請求書（はがき型）対象者等が居住する関係施設へ給付金請求書（はがき型）等が封入された封筒（別添２）が届いた場合や、介護職員等が給付金請求書（はがき型）対象者等の自宅等を訪問した際に、この封筒が届いていることを確認した場合は、給付金請求書（はがき型）対象者等に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、

①　封筒の中身が、給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること

②　給付金を受け取るためには同封されている給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函していただく必要があること、また、給付金請求書（はがき型）についてはなるべく記載の締切日までに届くようご提出いただきたいこと

③　御不明点等については、「給付金専用ダイヤル」又はお近くの年金事務所に御相談いただきたいこと（別添３のリーフレットの電話番号を参照）をお伝えいただく等、可能な範囲での御協力をお願いいたします。

なお、給付金請求書（はがき型）については、記載の締切日までにご提出いただけなかった場合もお手続は可能ですが、令和８年１月５日までに届くようご提出いただけなかった場合、給付金は令和８年２月分以降からのお支払いとなり、令和７年 10 月分から令和８年１月分までの給付金を受け取ることが出来ませんので、その点にご留意いただき、早期にお手続されるようお伝えください。

２　御自身による確認等が困難な場合の対応

給付金請求書（はがき型）対象者等が、認知症等により、御自身にて給付金請求書（はがき型）等を確認することが困難といった事情がある場合は、介護職員等から、御家族、身元引受人又は後見人等に対して、その封筒を確実にお届けいただくとともに、給付金請求書（はがき型）等の確認を依頼していただくよう、可能な範囲での御協力をお願いいたします。

なお、給付金請求書（はがき型）等の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。

３　管轄の年金事務所との連携

御不明点等がある場合には、お近くの年金事務所へ御相談ください。

（参考）

年金生活者支援給付金制度の概要等については、以下の厚生労働省ホームページも御参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html

別添１：給付金請求書（はがき型）
別添２：給付金請求書（はがき型）封筒
別添３：給付金請求書（はがき型）同封リーフレット

年金生活者支援給付金請求書（ハガキ形式のターンアラウンド請求書）（R7年度）

基礎年金番号

令和7年12月にお支払いするため

令和7年9月30日

までに届くよう投函してください

上記の期限を過ぎた場合、お支払いが令和８年１月以降となる場合があります。

見込額（月額）
円
給付金種別
年金生活者支援給付金

詳細は、裏面をご確認ください。

年金生活者支援給付金請求書

←二次元コードは、事務処理で使用するため、汚さないでください。

年金生活者支援給付金を請求します。

提出日	令和　年　月　日

氏　名	（フリガナ）	電話番号

基礎年金番号		生年月日		種別コード	

切り離して提出ください

※ 上記の太枠内を必ずご記入ください。

○ 請求書の記入方法等については、同封のリーフレットをご覧ください。

○ 氏名・電話番号・提出日欄を記入後、同封の目隠しシールをこの面にお貼りください。

2509 1018 002

郵便はがき

１１９－０１８２

杉並南郵便局留

【東京都杉並区高井戸西3-5-24】

日本年金機構　行

お手数ですが85円切手をお貼りください。

カスタマバーコード

〒

住所

氏名

差出人

〈切り取り線〉

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

このはがきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者支援給付金を受け取るための請求書です。年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、このはがきに記載されている提出期限までに届くようご提出をお願いいたします。

- 年金生活者支援給付金の見込額（月額）は裏面のとおりです。
  ※実際に支給される金額は、この見込額（月額）と異なる場合があります。
  ※見込額欄が「*」で表示の方には、審査後に「年金生活者支援給付金 支給決定通知書」等でお知らせいたします。
- 日本年金機構では、市町村から請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報の提供を受けて、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定を行っていますので、原則、添付書類は必要ありません。
  ※所得情報等を確認できない場合など、添付書類の提出をお願いする場合があります。
  ※所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には正しく申告する必要があります。
- 年金生活者支援給付金の請求手続きは電子申請がご利用いただけます。電子申請は郵送の手間も切手代も不要で、いつでもどこでも簡単にお手続きができますので、どうぞご利用ください。電子申請の方法等については、同封のリーフレットをご確認ください。

見本

年金生活者支援給付金請求書（ハガキ形式）送付用封筒

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。

料金後納
郵 便

あなたは「年金生活者支援給付金」を受け取ることができます。必ず開封して内容をご確認いただき、請求してください。

給付金手続関係書類 在中

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号

見本

⚠ 開封前に、もう一度あて名をご確認ください。

他人あての郵便物が届いた場合は、お手数をおかけしますが、開封せずに郵便物の表面に「誤配達」と記入して、郵便ポストに投函してください。

年金生活者支援給付金の請求手続きは「**電子申請**」がご利用いただけます。
電子申請の方法等については、この封筒に入っているリーフレットをご覧ください。
また、日本年金機構のホームページでは、電子申請のご利用方法の説明動画やQ&A等を公開しています。以下のURLまたは二次元コードからご利用ください。

年金生活者支援給付金　電子申請

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_shohenkou.html

※ このマークは、音声コードです。
このお知らせの内容を音声で聞くことができます。

見本

2509 1018 001

別添3

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

（令和7年10月改定版）

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

○ 年金生活者支援給付金を受け取るには、「年金生活者支援給付金請求書」の提出が必要です。

○ 年金生活者支援給付金の支給要件や給付額等については、次ページ以降をご覧ください。

年金生活者支援給付金を受け取るまでの流れ

① 「年金生活者支援給付金請求書」に氏名などを記入してお近くの年金事務所に提出（郵送による提出も可能です）

※ これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と一緒に提出してください。

↓

② 支給要件に該当した場合は、日本年金機構から「支給決定通知書」が到着

※ 支給要件に該当しなかった場合は、「不該当通知書」を送付します。

↓

③ お支払い月の上旬に、日本年金機構から「振込通知書」が到着

↓

④ 年金と同じ口座で年金生活者支援給付金を受け取り

※ 原則、偶数月の15日に、その前月までの2カ月分を年金とは別途お支払いします。例えば、4月には、2月分および3月分の年金生活者支援給付金をお支払いします。なお、15日が土日または祝日の際は、その直前の金融機関の営業日にお支払いします。

⚠ ご注意ください

原則、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますので、お早めに手続きをお願いします。

見本

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本年金機構
Japan Pension Service

2510 1018 027 LK45

老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金の概要

○ 支給要件　以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

① 65歳以上※1で、老齢基礎年金※2を受けている

② 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている

③ 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が以下のとおりである※3

○ 昭和31年4月2日以後生まれの方

・老齢年金生活者支援給付金…809,000円以下

・補足的老齢年金生活者支援給付金…809,000円を超え909,000円以下

○ 昭和31年4月1日以前生まれの方

・老齢年金生活者支援給付金…806,700円以下

・補足的老齢年金生活者支援給付金…806,700円を超え906,700円以下

※1 請求書は、65歳になる誕生日の前日以降にご提出ください。

※2 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※3 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

○ 給付額

・老齢年金生活者支援給付金（次の①と②の合計額となります。）

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝5,450円 × 保険料納付済期間 ／ 480月

② 保険料免除期間に基づく額（月額） ＝ 11,551円※ × 保険料免除期間 ／ 480月

※ 保険料免除期間に乗じる金額は、毎年度の老齢基礎年金の改定に応じて変動します。

・昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,551円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,775円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。

・昭和31年4月1日以前生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,518円、保険料1/4免除期間は5,759円となります。

・補足的老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間に基づく額（月額）に調整支給率を乗じて得た金額となります。

5,450円 × 保険料納付済期間 ／ 480月 × 調整支給率※

※ 昭和31年4月2日以後生まれの方：（909,000円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷100,000円

昭和31年4月1日以前生まれの方：（906,700円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷100,000円

給付額計算の例【老齢年金生活者支援給付金（昭和31年4月2日以後生まれの方の場合）】

○ 納付済月数が240カ月、全額免除月数が60カ月、1/4免除期間が30カ月の場合

① 5,450円 × 240/480月 ＝ 2,725円

② 11,551円 × 60/480月 ＝ 1,444円

③ 5,775円 × 30/480月 ＝ 361円

＜合計＞ ① 2,725円 ＋ ② 1,444円 ＋ ③ 361円 ＝ 4,530円（月額）

給付額の算出方法についての注意事項

・昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日に応じて480月を短縮します。

・保険料納付済期間および各保険料免除期間に基づく額の計算結果に50銭未満の端数が生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げます。

本パンフレットに記載の給付金額等は令和7年10月時点の金額です。

見本

障害年金生活者支援給付金の概要

○ **支給要件**　以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

① 障害基礎年金※1を受けている

② 前年の所得※2が「4,794,000円＋扶養親族の数×38万円※3」以下である

※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
※2 障害年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
※3 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

○ **給付額**

・障害等級が１級の方 ： **6,813円（月額）** ・障害等級が２級の方 ： **5,450円（月額）**

遺族年金生活者支援給付金の概要

○ **支給要件**　以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

① 遺族基礎年金を受けている

② 前年の所得※1が「4,794,000円＋扶養親族の数×38万円※2」以下である

※1 遺族年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

○ **給付額**

・**5,450円（月額）**

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,450円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

（計算結果に50銭未満の端数が生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げます。）

留意事項

○ **請求手続きについて**

・市町村から提供を受ける所得情報等により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定しますので、原則、添付書類は必要ありません。

※ 所得情報等を確認できない場合など、添付書類の提出をお願いする場合があります。
※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。

・支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

○ **年金生活者支援給付金が支給されない場合**

次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。

① 日本国内に住所がないとき
② 年金が全額支給停止のとき
③ 刑事施設等に拘禁されているとき

なお、上記の①または③に該当した場合は必ず届出が必要となりますので、『給付金専用ダイヤル』または年金事務所にご相談ください。

○ **世帯構成が変更になった場合等**

所得等の要件により不該当となった方でも、世帯構成の変更や所得額の更正等により支給要件に該当した場合は、改めて年金生活者支援給付金請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受け取ることができますので、お早めにご相談ください。

○ **年金生活者支援給付金の支給対象期間について**

年金生活者支援給付金は、1年ごとに前年の所得情報等に基づき継続支給の判定が行われます。
継続支給の判定結果は、毎年10月分（12月支払）から1年間反映されます。

見本

年金生活者支援給付金相談チャット等でのお問い合わせ

○ 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「**年金生活者支援給付金相談チャット**」を開設しています。

https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html

○ 年金生活者支援給付金に関するお知らせや各種お手続き等について、「**日本年金機構ホームページ**」でもご案内しています。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shienkyufukin-sougou.html

年金生活者支援給付金の一般的なお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ

ナビダイヤル®

0570-05-4092

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号からおかけになる場合（東京）03-5539-2216

受付時間		
	月　曜　日※1	8:30～19:00
	火～金曜日	8:30～17:15
	第２土曜日※2	9:30～16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。
※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。
お問い合わせの際は、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。

<おかけ間違いにご注意ください>
○ 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
○ 「0570」の前に市外局番をつけないでください。

<代理の方がおかけになる場合>
○ 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
○ お電話の際はご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
○ マイナンバーでのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

○ お電話がつながりやすい時期

▶ 週の後半　▶ 月の後半
▶ 第2土曜日

△ お電話がつながりにくい時期

▶ 月曜日など休日明け
▶ お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度

見本